

応援します、創業者！

新しい需要や雇用を創出することにより地域経済の活性化を図るため、創業によって新事業を町内で興す場合、創業期における環境整備を高畠町が支援します。

補助対象者

新たに町内で創業を行う者。または交付申請時において町内で創業後 2 年未満の者。

補助対象事業

新たに町内において興す、地域の需要や雇用を支える事業、海外市場の獲得を念頭とした事業。

補助対象条件

高畠町創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業(創業セミナー等)を受講し、証明書の交付を受けた者又は証明書の交付が見込まれる者。

補助対象経費

- ① 創業経費／機械設備・装置、備品費等の取得費。内装等内部造作の工事費、広報費、研修費
- ② 家賃／創業のため対象期間内に負担した当該賃貸施設の賃借料の 6 か月相当額
※賃借料が月額 50,000 円以上であること。居住実態がないこと。自己または親族等所有、自宅兼店舗ではないこと。

補助率

補助対象経費合計額の 2 分の 1 以内(最大 30 万円)
※受付順とし、令和 7 年度予算の額に達した時点で終了

申請方法

所定の補助金計画書を作成し、持参もしくは郵送にて提出してください。
公募要領・様式等は、町ホームページからダウンロードできます。

選定方法

令和 7 年 7 月上旬に審査会を開催し事業の選定を行います。採択、不採択の通知は、応募者全員に行います。

補助最大
30 万円

令和 7 年度高畠町創業者支援事業 公募受付締切日 6 月 27 日(金)

申請・問合せ先 〒992-0392 高畠町大字高畠 436
高畠町商工観光課商工ブランド戦略係
☎(52)2019 FAX(52)1543
E-mail syoukan@town.takahata.yamagata.jp